

家庭ごみ有料化による1世帯あたりの月平均負担額（推計）

平成21年度のごみ量を基準に、1世帯あたりの月平均負担額を推計した。

なお、推計にあたって、1世帯あたりの人口は2.2人に切り上げ、ごみ袋（10）の単価は仮想単価として20円とした。

その結果、1世帯あたりの月平均負担額は、400円となった。

また、ごみ量が15%減量した場合の1世帯あたりの月平均負担額は、340円となった。

1. 1世帯（2.2人）あたりの月平均の負担額予測（練馬区）

基準日	人口	世帯数	1世帯あたりの人口	可燃ごみ(t)	不燃ごみ(t)
平成21年10月1日	706,941	332,746	2.12	131,196	6,817

（1）現状のごみ量で有料化した場合の月平均負担額

	可燃ごみ(週2回)	不燃ごみ(月2回)
平成21年度の月平均の収集ごみ量（t）	10,933	568
1世帯1月あたりのごみ量（g/世帯・月）	34,023	1,768
1世帯1月あたりのごみ袋（10）使用枚数（枚）	19	1
ごみ袋（10）の仮想単価（円/枚）	20	
仮想の単価に基づく1世帯（2.2人）あたりの月平均負担額（円）	可燃ごみ =	19枚
	不燃ごみ =	1枚
	合計 =	20枚
	@20×20枚 =	400円

（2）ごみ量が15%減量した場合の月平均負担額

	可燃ごみ(週2回)	不燃ごみ(月2回)
15%減量した月平均の収集ごみ量（t）	9,293	483
1世帯1月あたりのごみ量（g/世帯・月）	28,920	1,503
1世帯1月あたりのごみ袋（10）使用枚数（枚）	16	1
ごみ袋（10）の仮想単価（円/枚）	20	
仮想の単価に基づく1世帯（2.2人）あたりの月平均負担額（円）	可燃ごみ =	16枚
	不燃ごみ =	1枚
	合計 =	17枚
	@20×17枚 =	340円

小数点以下を四捨五入して表示しているため端数が一致しない場合がある。

なお、ごみ袋使用枚数のみ小数点以下を切り上げている。

ごみ袋（10）に入れられるごみの重量：1,877g

練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例第42条（事業系廃棄物手数料）に、「1kgにつき32円50銭」、有料ごみ処理券添付の場合には「10までごとに61円」としていることから、32.5円/kg = 61円/10より、10 = 1,877gで換算した。

参考

西東京市を1と同様に算出した場合

基準日	人口	世帯数	1世帯あたりの人口	可燃ごみ(t)	不燃ごみ(t)
平成21年10月1日	194,693	89,464	2.18	24,261	3,191

	可燃ごみ(週2回)	不燃ごみ(隔週)
平成21年度の月平均の家庭ごみ量 (t)	2,022	266
1世帯1月あたりのごみ量 (g / 世帯・月)	22,845	3,005
1世帯1月あたりのごみ袋 (10) 使用枚数 (枚)	13	2
ごみ袋 (10) の単価 (円/枚、旧単価)	20	
計算上の1世帯 (2.2人) あたりの月平均負担額 (円)	[15枚]	300

小数点以下を四捨五入して表示しているため端数が一致しない場合がある。

なお、ごみ袋使用枚数のみ小数点以下を切り上げている。

プラスチック容器包装類の指定袋を含まず。

西東京市の家庭ごみ収集手数料額(平成21年度)

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類 4億4,451万円